

Sマーク使用規則

電気製品認証協議会

電気製品認証協議会細則第5条第1項に基づき、Sマーク認証業務を運営する認証機関に対するSマーク使用規則（以下、「使用規則」という。）を以下のとおり定める。

1. 認証機関の条件

認証機関は、以下のすべての条件を満たしていること。

- 1-1. ISO/IEC 17065 に沿った運営を行い、かつ、試験を実施する部署あるいは契約による外部試験所は ISO/IEC 17025 に沿った運営を行っていること。また、工場調査を実施する部署あるいは契約による外部工場調査機関は ISO/IEC 17020 に沿った運営を行っていること。
- 1-2. IECEE-CB 制度による相互監査またはそれと同等の監査を受けていること。
- 1-3. 電気用品安全法に基づいた試験結果及び欧州や IECEE 等で実施されている方法に準拠した工場調査結果をもとに認証を行っていること。ただし、試験基準が電気用品安全法に定められていない場合は、ISO/IEC 17025 に従って選択していること。
- 1-4. 試験結果及び工場調査結果の評価並びに認証の決定を自ら行っていること。
- 1-5. 認証した製品等に対し、各認証機関のロゴと組み合わせて使用する S マークを認証取得者に許諾する場合は、認証取得者と書面による契約書を作成する。その際、以下の項目を契約書に含めること。
 - ① 第三者に対するマーク使用権委譲を禁止すること。
 - ② S マーク認証製品に関する苦情を記録すること。
 - ③ その苦情記録を求めに応じて提供すること。
- 1-6. 上記を定めた規則、手順書等を作成すること。

2. 認証に関する情報公開

認証機関は、S マーク認証の透明性を維持するため、求めに応じて以下の情報を公開する。

- ① 認証リスト
- ② S マーク認証（適合性評価システム）に関する情報
- ③ S マーク使用に関する認証取得者との契約事項

3. 事故情報、苦情

- 3-1. 認証機関は、認証機関に寄せられた S マーク認証製品のリコール等事故情報及び重大な違反等を事務局に報告する。
- 3-2. 認証機関は、S マーク認証製品に関する苦情（認証取得者への苦情、認証機関への苦情を含む。）を必要に応じて記録し、その記録を事務局に報告する。
- 3-3. 上記の事故情報や苦情の報告を受けた事務局は、幹事会に報告する。

4. 使用規則への不適合時の対処

認証機関は、使用規則への適合状況を定期的に確認し、不適合となる事態や S マークが不正に使用される事態が発生した場合、認証機関での対応状況を事務局に報告し、S マーク認証機関連絡会で協議し、幹事会に報告する。

5. 認証機関の審査

使用規則への適合状況を確認するために、幹事長が指名したものが、認証機関を審査することができる。

以上